

琴平町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



香川県仲多度郡琴平町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 琴平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	3
(4) 地域の持続的発展の基本方針	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7) 計画期間	6
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	6
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
(1) 現況と問題点	8
(2) その対策	8
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	9
3. 産業の振興	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	10
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	11
(4) 産業振興促進事項	12
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
4. 地域における情報化	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
6. 生活環境の整備	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
8. 医療の確保	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
9. 教育の振興	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	22
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
10. 集落の整備	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
11. 地域文化の振興等	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
13. その他の地域の地域持続的発展に関し必要な事項	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	29

1 基本的な事項

(1) 琴平町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部を占めており、東経 133 度 49 分 36 秒、北緯 34 度 12 分 7 秒にある。総面積は 8.47 km²で、町域は東西 3.3km、南北 5.3km におよび、地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にある。町域の西側が、標高 524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っており、東及び南はまんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけては善通寺市に接している。

町内には、国道 319 号・同 377 号が走り、徳島、高知、愛媛に通じており、高松自動車道善通寺 IC へは国道 319 号を通って約 6.5km の位置にある。公共交通機関としては、JR 土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があり、県庁所在地である高松市の中心部へは自家用車、電車のいずれを使っても 60 分以内の距離にある。

気候は、瀬戸内式気候に属し、年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、四季ごとに桜、つつじ、もみじ等の花や緑の古木に彩られた美しいまちとして親しまれている。

本町の町制施行は、明治 23 年 2 月であり、その後、昭和 30 年 4 月に榎井村と合併、昭和 31 年 3 月に満濃町五条（西地域）を編入、昭和 32 年 10 月に満濃町五条（東地域）を編入、昭和 33 年 3 月に象郷村と合併し、現在の状況になっている。

本町は、「讃岐のこんぴらさん」の愛称で知られる金刀比羅宮を中心に発達した門前町として、多数の観光客を集める観光都市であり、古くから今日に至るまで全国有数の観光地として大きく発展してきた。令和 3 年に、まちづくりの基本理念として「小さくとも、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」とした第 5 次琴平町総合計画を策定し、本町に関係するすべての人が笑顔で満足できるまちづくりへの取り組みを進めている。

イ 過疎の状況

本町は、昭和 35 年に 14,839 人であった人口が、昭和 55 年には 13,807 人、平成 22 年には 9,967 人、平成 27 年には 9,186 人となり、昭和 55 年から平成 22 年までの人口減少率は 27.8%、昭和 55 年から平成 27 年までの人口減少率は 33.5% となっている。

また、若年者比率は昭和 55 年には 16.2% であったものが平成 27 年には 11.0% に減少、高齢者比率は昭和 55 年には 15.5% であったものが平成 27 年には 38.8% に増加し、急激な人口減少とともに少子高齢化が進んでいる状況である。これまで過疎地域自立促進特別措置法により産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、情報化及び地域間交流の促進、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等について施策を実施し、公共施設等の整備や住民に住みやすいまちづくりに成果を上げてきた。しかし、依然、人口減少及び少子高齢化は進んでいる状況であり、引き続き、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域持続的発展計画を定め、各種施策を推進していくこととしている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の就業者数は、昭和 55 年には 6,875 人、平成 22 年には 4,786 人、平成 27 年には 4,419 人となり、就業者数は減少し続けている。また、産業構造については、年間 300 万人を超える観光客

が訪れる観光のまちとして、第3次産業に就業する者の割合が高く、昭和55年は68.1%、平成22年は71.5%、平成27年は70.3%と高い状況を維持している状況である。

今後においても、門前町の歴史を活かした観光のまちとして発展していくためにも、多くの人に本町を知っていただき、来ていただき、また来たいと思える施策を実施し、既存の産業をはじめ新たな産業の創造など、地域産業をいかしたいきいきと働くまちづくり、にぎわいのなかに歴史が息づく観光のまちづくりを推進していくこととしている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

町の人口は、国勢調査において昭和35年に14,839人であったものが、昭和55年13,807人、平成22年9,967人、平成27年9,186人と減少し続けている。年齢区分ごとに見てみると、昭和35年には0歳から14歳が4,135人、15歳から64歳が9,478人であったものが、年々減少し、平成27年には0歳から14歳が926人、15歳から64歳が4,675人と減少しているが、65歳以上については昭和35年には1,226人であったものが、平成27年には3,564人に増加している。

産業別人口は、昭和35年には21.2%であった第1次産業の割合は減少し、平成27年には6.1%まで減少している。第2次産業の割合は昭和35年には14.7%であったが、その後増加し、平成27年には22.4%となっている。第3次産業の割合は、昭和35年には64.2%であり、その後高い割合で推移し平成27年には70.3%となっている。今後とも人口減少は続くとみられ、少子高齢化とともに生産年齢人口の減少、後継者不足など地域経済や町の将来に与える影響は大きいと考えられる。

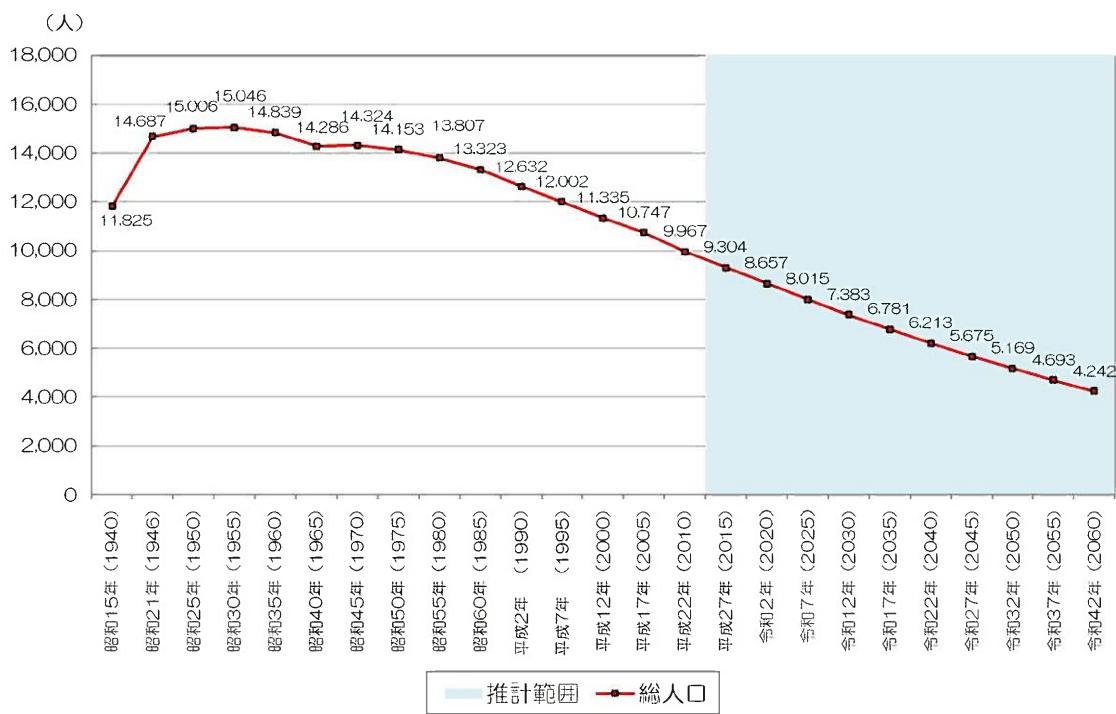
人口の推移（国勢調査） ··· 表1-1(1)
人口ビジョン ··· 表1-1(2)

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査） (単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	14,839	14,153	△ 4.6	12,632	△10.7	
0歳～14歳	4,135	2,967	△28.2	1,925	△35.1	
15歳～64歳	9,478	9,413	△ 0.7	8,057	△14.4	
うち15歳～29歳(a)	3,469	2,746	△20.8	2,072	△24.5	
65歳以上(b)	1,226	1,773	44.6	2,650	49.5	
若年者比率 (a)/総数	23.4	19.4	—	16.4	—	
高齢者比率 (b)/総数	8.3	12.5	—	21.0	—	

区分	平成17年度		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,747	△14.9	9,186	△14.5
0歳～14歳	1,295	△32.7	926	△28.5
15歳～64歳	6,049	△24.9	4,675	△22.7
うち 15歳～29歳(a)	1,316	△36.5	1,009	△23.3
65歳以上(b)	3,403	28.4	3,564	4.7
不詳	—	—	21	—
若年者比率 (a) / 総数	12.2	—	11.0	—
高齢者比率 (b) / 総数	31.7	—	38.8	—

表 1-1(2) 人口ビジョン



(3) 行財政の状況

本町は、令和元年度普通会計決算額が歳入 65 億 897 万 6 千円、歳出 62 億 1,203 万円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は 2 億 6,993 万 9 千円となっている。

歳入決算額の構成比から見ると、自主財源の割合が 33.6%、依存財源の割合が 66.4% となり、自主財源の構成比としては、町税 14.8%、諸収入 6.4%、繰入金 5.8% となった。また、依存財源の構成比としては、地方交付税 23.4%、町債 23.2%、国庫支出金 11.7% となった。

次に歳出面の目的別構成比では、教育費 37.0%、民生費 21.8%、総務費 10.3%、商工費 8.0%

などとなっており、性質別構成比では、義務的経費 31.3%（人件費 15.9%、扶助費 8.6%、公債費 6.8%）、投資的経費 31.5%（普通建設事業費 31.5%）、その他の経費 37.2%（物件費 17.1%、補助費等 9.6%、繰出金 9.4%等）となった。

今後、公共施設の更新事業等による投資的経費の増加に対応するため、国・県支出金、世代間の負担の公平や財政運営の健全性のための町債発行、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金などの基金繰入、ふるさと納税の推進等による歳入の増加を図る。

今後も、財政の効率化に努め、持続性のある財政運営を維持していくことが重要となっており、財政負担の平準化、計画的な事業の着手など、現在及び将来にわたる財政の姿や運営上の課題などを明らかにし、財政運営の健全性を確保する取り組みを進める。

本町の主要な公共施設等の整備状況は、令和元年度末において、町道舗装率は 94.0%と高いものの町道改良率は 48.8%となっている。水道普及率は 99.9%となっているが、水道管の耐用年数を勘案し、敷設換え工事を計画的に行う必要がある。水洗化率は、合併処理浄化槽の普及や下水道施設整備により 70.0%となり、今後とも合併処理浄化槽の普及に努める。

表 1－2 (1) 財政の状況(決算資料) (単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,767,736	4,625,666	6,508,976
一般財源	2,680,238	2,814,494	2,710,304
国庫支出金	802,826	362,237	764,419
県支出金	235,185	289,510	299,395
地方債	345,951	317,384	1,509,893
うち過疎債	—	107,400	995,000
その他	703,536	842,041	1,224,965
歳出総額 B	4,539,129	4,349,786	6,212,030
義務的経費	1,887,391	1,856,246	1,942,680
投資的経費	703,980	280,286	1,959,426
うち普通建設事業	703,980	279,249	1,959,426
その他	1,947,758	2,213,254	2,309,924
過疎対策事業費	—	427,699	2,145,275
歳入歳出差引額 C (A-B)	228,607	275,880	296,946
翌年度へ繰越すべき財源 D	8,434	71,042	27,007
実質収支 C-D	220,173	204,838	269,939
財政力指数	0.44	0.39	0.40
公債費負担比率	14.5	—	—
実質公債費比率	15.1	8.8	7.0
起債制限比率	10.1	4.4	12.6
経常収支比率	80.9	80.3	92.6
将来負担比率	100.8	37.1	55.0
地方債現在高	4,587,905	4,170,922	5,308,106

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
延長(m)		59,324	60,407	63,297	63,297
改良率(%)		40.8	44.5	48.8	48.8
舗装率(%)		93.5	93.2	94.0	94.0
農道					
延長(m)				7,401	7,401
耕地1ha当たり農道延長(m)			49.1		
林道					
延長(m)					
林野1ha当たり林道延長(m)					
水道普及率(%)		99.8	99.8	99.9	99.9
水洗化率(%)				77.3	70.0
人口千人当たり、 病院、診療所の病床数(床)			34.5	24.5	20.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年3月に「第5次琴平町総合計画」を策定し、生活基盤の充実や公共施設整備等のハード面の対策だけでなく、産業の振興、福祉の充実や教育・文化の振興といったソフト面の諸課題に取り組んでいる。しかし、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など社会経済情勢は大きな変革を遂げ、さらに、規制緩和、地方分権の推進をはじめとする制度改革等、行政を取り巻く状況も大きく変化している。

このような中、住民一人ひとりが安全で安心して住み続けることができる町、観光地を活かしたまちづくりを、住民と行政が協働して進めていくことが大切であることから、「小さくとも、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」を基本理念に設定し、本町に関係するすべての人が笑顔で満足できるまちづくりへの取り組みを進めていく。

また、琴平町総合計画における人口減少対策の戦略版として、平成27年度に、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、観光産業や地域産業の活用、結婚・出産・子育てをしやすい環境を整え、人口減少時代に総合的、効果的に対応し、持続可能で快適な地域づくりを目指す。

基本方針

【基本方針1】 笑顔で元気なまちづくり

- (1) みんなで支え合い、笑顔があふれるまちづくり 《保健・福祉》
- (2) 個性を生かし、生涯学び学べるまちづくり 《教育・文化》
- (3) デジタル時代に対応した、協働によるまちづくり 《町政運営》

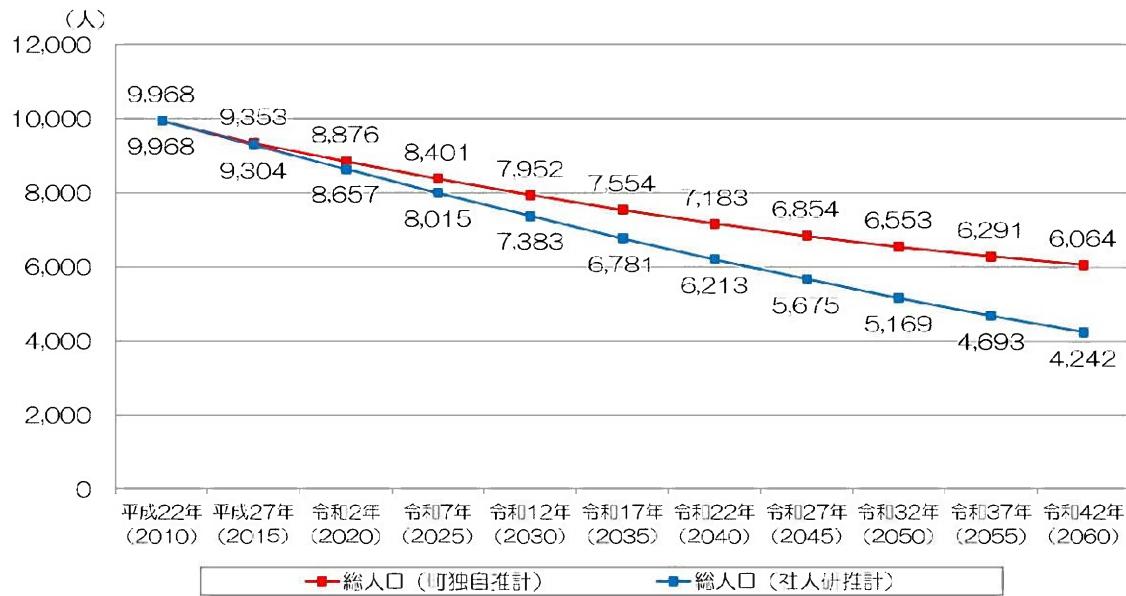
【基本方針2】 にぎわいのあるまちづくり

- (1) 魅力にあふれ、活気に満ちたまちづくり 《観光・経済》

【基本方針 3】 安全・安心なまちづくり

- (1) 自然を守り、安全に暮らせるまちづくり 『防災・環境・住民生活』
- (2) コンパクトで住みやすく、快適なまちづくり 『インフラ整備』

(5) 地域の持続的発展のための基本目標



目標年次	目標内容
令和7（2025）年	社会減、自然減の緩和により、人口の減少率を下げ、総人口8,400人の確保を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

項目ごとに、関連する施策を設定（Plan）し、施策等の実施（Do）による、地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や施策等の進捗及び効果の評価・検証（Check）を計画最終年度に行うとともに、本計画が実行性のある計画として常に機能し続けるよう、必要に応じて施策等の内容を機動的に見直しながら、予算編成などに反映（Action）すること（PDCAサイクル）により、計画に沿った施策等の効果的な推進を図る。

評価手法については、各課の各施策分野の事業実績をもとに、内部でのヒアリングを実施し、評価を行う。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画における施設整備については、「琴平町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の維持管理等について、過疎地域の持続的発展に必要となる事業を推進していく。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、各項目で記載するが、基本的な考え方については、次に示すとおりである。

基本方針 1：コンパクトで住みよいまちづくりの推進

時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るために、公共施設等のコンパクトタウンをめざし、安全・安心なくらしを基盤に今後も住み続けたいまちづくりを推進する。

基本方針 2：バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進していく。また、誰もが利用できる施設整備、社会環境づくり、住民サービスの提供を基本とするユニバーサルデザインの推進を図る。

基本方針 3：安心・安全なまちづくりの推進

地域防災計画に基づきながら、地域防災体制の整備を進めていく。災害時に防災拠点や避難場所となる公共施設の機能強化を推進していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

少子高齢化や人口減少にともなって、地域経済の規模の縮小や地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口の減少により税の減収や地域で支え合う生活の維持が困難になると予想される。地域活性化を図り、今後、若年者等の定住促進を図るため、就労環境・住宅環境等の整備を進め、地域の次代を支える人材の確保・育成など、魅力あるまちづくりを推進する。

(2) その対策

「第5次琴平町総合計画」及び「琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、移住・定住促進や就労・住宅環境等の整備など人口減少対策を進め、活力ある地域づくりを推進していく。

また、新たな移住者を確保する面として、国が推奨する地域おこし協力隊等の受け入れも有効手段として考えられる。

地域間交流の促進策としては、友好交流協定を結んでいる台湾新北市瑞芳区との中学生を中心とした交流事業を継続するほか、倉敷市、鳴門市とで形成する瀬戸内三都市広域観光協議会や丸亀市、善通寺市、多度津町、まんのう町とで形成する瀬戸内中讃定住自立圏を積極的に活用していく。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷した観光のまちの復活を目指し、「こんぴらさん」などの地域資源を活用した観光需要の発信を行い、交流人口や関係人口の増加を図り、移住定住に繋げていきたい。

【留意する S D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(1)過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	<p>新築等住宅助成事業</p> <p>町内で新たに住宅を取得し現に居住し、当該住宅に住所を有する者に対し、当該住宅取得費の一部を助成。</p> <p>必要性：新たな住民の定住促進、町外への流出抑制</p> <p>効果：人口減少の歯止め、地域活性化</p>	琴平町	

	<p>新婚さんいらっしゃい事業（若者移住定住促進家賃補助事業）</p> <p>町内に在住し、婚姻届出を提出してから1年以内で、町内の賃貸住宅に居住している世帯に、家賃の一部を補助する。</p> <p>必要性：新たな住民の定住促進、町外への流出抑制</p> <p>効果：人口減少の歴止め、地域活性化</p>	琴平町	
--	--	-----	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

3 産業の振興

（1）現況と問題点

ア 観光の振興

基幹産業である観光の振興を図り、琴平町らしい観光を作り上げることが大切であるが、人々のライフスタイルが変化しているなか、求められている観光のニーズは多様化し、また、外国人観光客に対応する必要がある。既存の施設の活用や自然・歴史・文化等を活かした取り組みを進めるとともに、活用されていない地域資源を掘り起こし、新たな観光資源として活用を図り、体験型・滞在型観光、県内外と連携した広域での回遊型観光などに取り組み、また、観光客の利便性向上を図るため、ニーズをとらえたインフラ整備や、国内外の観光客の受け入れ体制を整備していくことが必要である。インターネットが普及し、マスメディアの情報発信への取り組みも双方向になるなど、様々な媒体を通じた情報発信を図る必要がある。

イ 農林水産業の振興

本町の農業は、農家数（昭和55年530戸から平成27年268戸）・農家就業人口（昭和55年468人から平成27年256人）とともに減少傾向が続いている。特に後継者不足と就業者の高齢化が進み、厳しい環境におかれている。また、本町の農業の経営耕地規模は、1ha未満の農家が大半を占めており経営規模的にも厳しい状況にある。安定した集落営農組織や担い手農家の育成と経営規模の拡大が必要であり、生産基盤の整備や人材の育成、生産体制の改善など、農産物の生産性を高めるとともに、地域における産業全体で連携を図り、地域資源を活かした魅力ある特産品等の開発を促進するなど農林水産業の振興を図る必要がある。

ウ 商工業の振興

商業については、価値観やライフスタイルが多様化するなか、中心市街地の空洞化や空き店舗化などが進行している。中心市街地の活性化や経営支援、また、起業等を目指す人材の育成や環境を整備し、にぎわいのある商業の振興を図る必要がある。

また、工業については、工業の規模が小さく、本町の面積も8.47km²と狭いことから、工業団地を開発し企業誘致を進めることは難しい状況である。今後、工業の振興を図るために各企業の

情報収集や生産性を高めるための施策が必要である。経営支援体制を強化し、県や関係機関と連携した人材の確保・育成や、組織・団体の育成に努めるとともに、地域資源を活用した特產品等の振興を図る必要がある。

(2) その対策

ア 観光

全国的に知名度のある、こんぴらさんを中心とした観光施策の推進を図り、観光ニーズの多様化に対応した滞在型、体験型、回遊型観光の取組を行う。また、こんぴら歌舞伎公演を全国に発信し、歌舞伎のまちとしてのイメージ拡大を図り、既存の観光資源の活用を推進する。

新たな観光ニーズに対応するため、インフラ整備など観光客の利便性の向上を図るとともに、未だ活用されていない地域資源の掘り起しによる観光資源の推進、滞在型観光や外国人観光客の受け入れ態勢の整備、観光マナーの向上を図る。

こんぴらさんやこんぴら歌舞伎だけでなく、自然・歴史・文化にちなんだ観光情報の発信を行い、観光イメージの向上を図り、地域住民・観光業者等が連携した情報発信の促進、インターネット等さまざまな媒体を通じた観光情報の発信の促進を図る。

知名度を活かしたこんぴらブランドを広く情報発信しつつ、地域素材を活かした地域産業の創造を推進し、後継者育成にも取り組む。

空き店舗の利用促進や若手起業者の支援を行い、商店街のにぎわいを生み出していく。

琴平町をもっと知ってもらうため、ゆるキャラ等の活用や地元特産品、食を通じた認知度の向上、促進の支援を行う。

インバウンド推進を支援するとともに、広域連携や観光客の満足度を高めるための支援を行い、着地型観光に向けての支援を行う。また、旅行券を発行し、本町への誘致促進を図る。

イ 農林水産業

農林水産業の振興については、農林水産業の基盤整備、安全・安心で美味しい農産物の生産、产地のブランド化、地産地消の推進を図り、農林水産業の振興に努めるとともに、農村の有する多面的機能の維持発揮を図る。

集落営農組織、担い手協議会、認定農業者育成、新規就農者支援など多様な農業の推進を図る。

ウ 商工業

情報化社会に対応する情報基盤整備により情報通信等の地域間格差を是正していく。また、農商工連携による特産品の商品化・ブランド化を推進する。商品券等を活用し消費の喚起拡大に努める。

【留意するSDGs】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
(1) 基盤整備 農業	土地改良事業	琴平町 土地改良区		
	多面的機能支払交付金事業	各団体		
(2) 経営近代化施設 農業	農業改善普及事業	琴平町		
	公衆便所整備事業	琴平町		
(3) 観光又は レクリエーション	電線地中化事業	琴平町		
	新泉源確保供給事業	琴平町		
	新規就農者育成事業 新規就農者に対し、支援を行う。 必要性：新規就農者の確保・育成 効果：労働力確保	琴平町		
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農地維持管理補助事業 農地の維持管理及び継続のため補助金を交付する。 必要性：農業従事者確保・遊休農地対策等 効果：労働力確保	琴平町		
	空き店舗対策事業 町内の空き店舗等を利用し、新たに事業(店舗、事務所)を行おうとする者に整備費を補助。 必要性：事業者の負担軽減 効果：地域の活性化	琴平町		
観光	外国人観光客誘致事業 外国人観光客を誘致していくため、県と協力した誘致宣伝等を行っていく。 必要性：インバウンド対策 効果：地域の活性化	琴平町		
	泉源探査事業 安定した温泉の供給ができるよう、温泉源の探査を行う。 必要性：観光資源の確保 効果：地域の活性化	琴平町		
その他	プレミアム旅行券事業 観光資源に対する消費を喚起、拡大するため、プレミアム旅行券の発行を助成する。 必要性：宿泊等観光事業の需要確保 効果：地域の活性化	琴平町		

	<p>プレミアム商品券事業 消費を喚起、拡大するため、プレミアム商品券の発行を助成する。 必要性：町内事業者の雇用等の確保 効果：地域の活性化</p>	琴平町	
	<p>こんぴら Wi-Fi 整備事業 旅行者の利便性向上を図るため、施設等において Wi-Fi 設置に係る費用を補助。 必要性：情報化社会の推進 効果：地域の活性化</p>	琴平町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
琴平町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）、（3）のとおり

ウ 他団体との連携

商工会など関係団体と協力しながら事業者が抱える課題への相談対応や事業連携の支援により地域経済の活性化を図るとともに、経営基盤の強化や事業承継に取り組む中小企業等の支援と育成を進めていく。

また、平成24年度に形成された瀬戸内中讃定住自立圏域の2市3町で連携し、これまで産業振興の施策に取り組んできた。しかし、地域における産業の活性化、働く場や働き手の確保は依然として共通の課題となっている。今後も中小企業の活性化や、地産地消・地産外商の推進など、瀬戸内中讃定住自立圏域の2市3町で連携することにより、その効果が最大限に発揮されるように産業の振興に関する施策を実行していく。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 象郷農業構造改善センター

農村住民のコミュニティー活動の拠点であるため、今後も現状維持していく。

老朽化状況を把握し、計画的に維持修繕を行っていき長寿命化を図る。

定期的に点検を行い、要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努める。

イ 農林業関連インフラ

町内には多くの農道、用排水路があり、老朽化して整備を要するものも多いため、順次整備工事及び維持補修工事を推進する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、地域情報通信基盤整備事業により、全町域に光ファイバー網の整備を行っている。地域に密着した情報発信を行い地域の活性化につなげられるよう、通信事業者等に積極的に働きかけ、住民のニーズに応えられる優良なサービスの提供を広く行っていく必要がある。

また、非常時に情報を提供する手段として、防災行政無線を整備している。受信装置の設置を普及し災害における情報伝達手段として活用していく必要がある。

さらに近年では、テレワークやオンライン会議等のための環境整備を行うなど、業務のデジタル化にも積極的に取り組んでいる。

今後は、国においてデジタル庁創設などを盛り込んだデジタル改革関連法が成立し、行政手続きや業務の効率化に向けた行政のデジタル化が加速することが想定されており、本町においても更なる自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められている。

(2) その対策

情報・通信基盤の充実や情報ネットワークづくりを推進していくとともに、町内に整備された光ファイバー網を有効活用できるよう支援していく。

非常時の情報伝達手段の一つとしての防災行政無線を有効に活用できるよう支援していく。

またAI（人工知能）等の導入や各種行政手続きのオンライン化、自治体情報システムの標準化、共通化といった自治体DXの更なる推進に取り組む。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化				
	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	琴平町	
	その他の 情報化のための施設	情報通信ネットワーク整備事業	琴平町	
		情報通信基盤整備事業	琴平町	
		DX推進事業	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町には、国道、県道が走り、公共交通機関として、JR土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅がある。町道の整備状況については、令和2年10月時点で舗装率93.5%、改良率50.5%であり、道路幅員が狭く歩道が取れていない状況にある。道路及び公共交通の広域的な整備は、地域の活性化にとって最も根幹となる基盤であるため、国や県・関係機関に道路整備等の要望をするとともに、日々の生活において住民や観光客が安心して利用できる道路等の整備が必要である。また、少子高齢化が進むなか、高齢者等の交通弱者に対する移動手段の確保・充実も検討する必要がある。

(2) その対策

国道・県道の整備については、関係機関と協議しながら早期に整備できるよう要望を行っていく。生活道路である町道や橋梁等を計画的に整備し、適正な維持管理に努め長寿命化を図る。また、高齢者等の交通弱者に対する移動手段の支援を推進する。

【留意するSDGs】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
----	--------------	------	------	----

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)市町村道 道路	町道改良事業	琴平町	
	橋梁長寿命化対策事業	琴平町	
	その他 交通安全施設整備事業	琴平町	
(2)自動車	町営バス購入費	琴平町	
	（3）過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	コミュニケーションバス運行事業 コミュニケーションバス運行に要する経費 必要性：交通弱者の移動手段の確保。 効果：交通手段の確保。 交通弱者支援事業 ・タクシーの利用者補助（福祉タクシー） ・町内で高齢者等の買物弱者に対し買物支援 を行う事業者に対し、経費の一部を助成する。 必要性：高齢者等の移動手段の確保 効果：高齢者等の利便性の向上	琴平町

その他	橋梁長寿命化計画策定事業 橋梁長寿命化計画策定に要する経費 必要性：道路網の安全確保 効果：交通手段の確保	琴平町	
-----	--	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 道路

全体的な交通体系を考慮し、実情に合わせて順次、計画的に整備事業を進める。

安全で快適な道路を提供するため、歩道の整備や交差点改良、路側の整備等道路の質的改良にも努める。

道路の法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。

ライフサイクルコスト削減を図るため、計画的に道路の維持管理を行う。

イ 橋梁

橋梁長寿命化計画に沿って、適切な維持管理、長寿命化を図る。

橋梁の修繕費用を長期的な視点から縮減する。また橋梁の優先度を考慮し、対策費用の平準化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道施設

本町の水道普及率は 99.9% と高く、住民に安定した供給ができる状況になっているが、給水開始後相当な年数が経過しているため水道管等の老朽化が進んでいる。今後とも安全で衛生的な水を安定供給するため、運転管理及び維持管理体制の整備に努める。また、施設の耐用年数を考慮し、給水人口や給水量の推移及び財政状況を勘案し、整備する必要がある。

イ 下水道施設

本町の公共下水道は、昭和 61 年度より事業を開始している。全体計画を 145.8ha とし、平成 28 年度で整備が完了した。今後は、人口減少により、使用料収入の減少が予想されることから、効率的に維持管理する必要がある。

ウ 環境衛生

自然環境の保護や地球温暖化対策など環境問題への対応が必要である。上下水道や合併処理浄化槽の整備を通して、快適で清潔な生活環境の向上を図るとともに、環境保全活動や環境学習、また、啓発活動の実施により環境問題の認識に努め、墓地の整備や火葬場の維持、鳥獣被害対策やペット飼育のモラル向上の対策をする必要がある。地球にやさしい循環型社会の形成や省エネ・地球温暖化防止対策を進めるため、住民が認識を共有し、リサイクル活動・食品ロス削減の啓発や、廃プラスチックなど資源ごみ収集の充実によるごみ減量化、省エネ活動や二酸化炭素削減への取り組みを総合

的に進めていくことが必要である。

エ 消防

常備消防については、琴平町及びまんのう町による仲多度南部消防組合があり、また、非常備消防として琴平町消防団がある。災害時の応急体制に対応できるよう消防施設や消防・救急車両等を計画的に更新し、また、総合的な消防体制を確立するために、自主防災組織をはじめとする関係団体との連携を強化する必要がある。

オ 町営住宅

本町が管理している町営住宅は、公営住宅が 100 戸・更新住宅が 31 戸・その他の住宅が 3 戸の計 134 戸である。今後は、耐用年数を経過している住宅の改修・改善事業等が必要となっている。なお、事業の検討に際しては、生活様式の多様化や生活水準の向上などニーズ、高齢者や障害者に配慮した住環境の整備等の総合的な検討が必要になってきている。

(2) その対策

ア 上水道施設

安全で衛生的な水を安定供給するため、水道管の敷設替や水道施設を整備し、水資源の保全に努める。

イ 下水道施設

定期点検を実施し、財政状況を勘案しながら、効率的に維持管理・修繕・更新等を行う。

ウ 環境衛生

地球にやさしい循環型社会の形成や省エネ・地球温暖化防止対策を進めるため、リサイクル活動・食品ロス削減の啓発や、廃プラスチックなど資源ごみ収集の充実によるごみ減量化、省エネ活動や二酸化炭素削減への取り組み、廃棄物の適正な処理対策、墓地の整備や火葬場の維持、鳥獣被害対策やペット飼育のモラル向上の対策を推進する。また、下水道未整備地域におけるし尿・浄化槽汚泥の処理について、適切且つ衛生面に配慮して実施する必要がある。

エ 消防

仲多度南部消防組合や本町が所有する消防団の施設や装備、通信システム、消防車両等を計画的に整備、更新するとともに、水利の確保のため、防火水槽や消火栓等の水利施設の整備を推進する。また、地域の自主防災組織の育成や活動を支援する。

オ 町営住宅

快適な住環境の整備を図っていくため、高齢者や障害者の意見などに配慮した住宅を検討していく。また、老朽化住宅の改修・補強等を図っていく。

【留意する S D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備				
(1) 下水処理施設 公共下水道	下水道維持管理事業	琴平町		
	下水道施設整備事業	琴平町		
その他	合併処理浄化槽整備補助事業	琴平町		
(2) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ収集車整備事業	琴平町		
し尿処理施設	中讃広域行政事務組合負担金	中讃広域行政事務組合		
(3) 火葬場	火葬場改修事業	琴平町		
(4) 消防施設	消防防災設備等整備事業負担金	仲多度南部消防組合		
	防火水槽整備事業	琴平町		
	消火栓設置事業	琴平町		
	消防施設等整備事業	琴平町		
(5) 公営住宅	町営住宅整備事業	琴平町		
(6) 過疎地域持続的発展 特別事業	自主防災組織資器材整備事業 災害時に地域住民が協力して、活動ができるよう、自主防災組織の結成を促すとともに、資器材の購入助成を行う。 必要性：防災・減災 効果：地域住民の安全	琴平町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 下水道施設

整備事業からストックの適正な維持管理業務に移行するため、定期的な事業計画のフォローアップに努める。

災害による管路施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、重要な幹線等の耐震対策に取り組み、施設の安全強化、バックアップ及び応急体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

昭和 62 年から整備開始した管渠施設が 30 年を経過することから、今後、管渠のストックマネジメントを行い、適正な時期に長寿命化計画を策定する。

水洗化率の向上を図り、有収水量及び使用料収入が増加するよう努め、施設の健全な財政の維持に努める。

イ 消防団施設

防災機能については、消防用機材の格納及び、自然災害などの地域防災の活動拠点として、自主防災組織との連携強化に資する効率的な整備と維持管理に努める。

ウ 町営住宅

世帯数の将来推計などから、町営住宅に対する今後の需要動向を踏まえ、既存ストックの更新や長寿命化を図ることにより、町営住宅の適切な供給量と管理戸数の確保に努める。

建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ予防保全的な維持管理が重要であり、棟単位の修繕履歴データを整備しその更新を図る。定期的な保守点検等を実施し、事故等を未然に防ぐとともに修繕や改善の効率化に繋げる。

老朽化が進んだ施設は、施設の維持コストが増えることが予想され、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

本町の高齢化率は、平成 27 年国勢調査では 65 歳以上人口は 3,564 人、高齢化率は 38.8%、令和 3 年 5 月 31 日現在の住民基本台帳では、65 歳以上人口は 3,481 人、高齢化率は 39.8% となっており、今後も一層の高齢化が予測されるなか、健康で生きがいを持ちながら高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりが求められている。障がい者についても同様に住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる総合的な支援体制の充実が求められている。少子化が進行するなか、少子化対策を踏まえた子育て家庭への支援が求められ、子どもが健やかに育つことができる支援が必要であり、子育て家庭が琴平町に住みたいと思う子育て環境を整備する必要がある。

子どもから高齢者までがそれぞれの年齢や生活状態に応じた保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、地域のコミュニティやボランティアが活動しやすい環境づくりや人材育成に努める必要がある。また、健康相談、健康診断、訪問指導、体力づくり指導や予防接種などに取り組んでいるが、

今後とも、住民の健康づくりを進めるため、住民一人ひとりが自分の健康に关心を持ち、健康づくりへの意識の高揚を促す保健事業に努める。

(2) その対策

健康づくり事業や介護保険事業などと連携し、生きがいづくりや介護予防事業を進め、高齢社会に配慮した在宅福祉サービス等や生きがい対策の充実など総合的な福祉対策を推進し、高齢者がいきいきと暮らせる社会を目指す。また、豊富な知識と技能を持つ高齢者の社会参加を積極的に支援する。

障がい福祉サービスの充実と質の向上を図るとともに、児童福祉・子育て支援についても、子育て支援サービスの充実や相談支援、子育て環境の整備、地域での子育て支援等、子どもを生み育てやすい環境を整える。

住民が生涯にわたり健康で過ごせることができるよう、健康相談、健康診断、保健指導、健康づくり等を推進し、健康寿命の延伸を図る。

【留意する S D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(1)児童福祉施設 保育所	保育所整備事業	琴平町	
	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	琴平町	
	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 その他	子ども医療費助成事業 保護者たちの負担を軽減していくため、18歳（年齢到達後の年度末）までの期間医療費の助成を行う。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善	琴平町	
		妊産婦健康診査事業 妊産婦が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦健康診査事業を行う。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善	琴平町	
		特定不妊治療費助成事業 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、特定の不妊治療に要する費用の一部を助成。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善	琴平町	

	<p>新生児ベビーカー助成事業 子育てに必要不可欠なベビーカーの購入費を助成し、経済的負担を軽減する。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善</p>	琴平町	
	<p>人間ドック費用助成事業 人間ドックを受検する費用の一部を助成 必要性：経済的負担の軽減、医療費の抑制 効果：健康の保持及び増進</p>	琴平町	
(4)その他	隣保館整備事業	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 子育て支援施設

幼稚園の2施設、保育所の2施設については、今後の少子化の進展次第では、統廃合や再編、最適な施設数や敷地面積について検討する。

定期的に点検・診断を行い、危険箇所または要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努める。光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策等検討する。

行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、経費の節減により効率的、効果的な施設運営を図る。

イ 隣保館

施設整備計画を策定予定であり、施設のあり方を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療機関は、病院2施設、医院7施設、歯科医院5施設であり、産科・小児科の医療機関がない状況である。地域で安心して過ごせる医療体制を整備するため、町内の医療機関の維持・確保に努めていくとともに、住民への医療ニーズを踏まえ地域の医療体制の整備に努める必要がある。また、救急時や夜間等における対応ができるように、県や近隣自治体・医療機関と連携し迅速な医療を受けることができるよう体制の確保に努める。

(2) その対策

関係機関等の協力を得て、医療需要に対応できる医療サービスに努めるとともに、各医療機関との連携のもと、当番医制などを継続し、医療体制の確保に努める。救急時や夜間等に対応できるように、県、近隣自治体、医療機関と連携を図る。

保健・福祉・医療の連携により、健康の保持増進を推進し、健康寿命を延ばすことにより医療費の抑制を図る必要がある。

【留意する S D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1)過疎地域持続的発展 特別事業	在宅当番医制事業 地域住民が休祝日に医療機関につけるよう、近隣市町の医療機関と協力して当番医制を推進していく。 必要性：地域医療の確保 効果：地域医療の向上	琴平町	
	その他	救急医療の確保事業 地域住民が安心して生活していくため、緊急時に医療が受けられるよう救急医療の確保に努める。 必要性：地域医療の確保 効果：地域医療の向上	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、現在、幼稚園2園・小学校3校・中学校1校・高等学校1校がある。本町においても乳幼児、園児、児童、生徒数の減少に伴い学校の小規模化が進み、各小学校は1学年1学級の状況にある。学校の小規模化は、教育効果や学校の活力を維持していくために様々な課題を生じさせている。学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、知・徳・体のバランスのとれた人格形成を図る教育を行うことが重要である。そのために、集団の中で多様な考え方や個性をもつ児童生徒が互いに学び合い、認め合い、協力し合い、時には競い合い、社会性や協調性を培うことにより、社会の変化にしなやかに対応できる「生きる力」を身につけることが求められている。

そこで、現在、学校の持つ機能を最大限に發揮させるとともに、子どもたちが将来にわたって「生きる力」を培うことができる学校教育を保証するため、琴平町立小学校の適正規模、適正配置等検討委員会の答申の内容を尊重するとともに、中長期的な観点からのまちづくりを見通す中で、地域にとってふさわしい学校の姿や配置を推進していくことが必要となっている。

イ 社会教育

地域社会でのコミュニティ意識の希薄化や親子でのふれあう機会の減少などが進み、また、家庭や地域社会が行っていた青少年への教育機能が低下するとともに、青少年の規範意識の低下や自尊心の欠如が見られる。地域住民が、青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちに自然環境の尊さや地域社会との関わりの大切さを理解してもらうことが必要である。また、高齢者の生きがいづくりや活動の場として生涯学習の充実を図ることや多様化する生涯学習への対応が求められ、さらに子どもから高齢者までスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境も求められており、既存の活動から人材等を活用しさらなる充実に努めていくことが必要である。

ウ 人権教育

「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」を踏まえた人権への取り組みを推進し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権諸課題の解決に向けて取り組んでいる。今後とも、人権教育・啓発への取り組みを進めていくことが求められている。

(2) その対策

ア 学校教育

小・中学校の時期は、学力向上や心身の調和の取れた人間形成を育む重要な時期である。次代を担う子どもたちの育成のためには、学校・家庭・地域がより一層の連携をとり、多様な個性と可能性を伸ばせる教育環境の整備と教育水準を維持することにより、教育効果を高めていく必要がある。

イ 社会教育

青少年健全育成体制の強化、活動の充実を図り、地域住民が青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちに自然環境の尊さや地域社会との関わりの大切さを理解してもらうように努める。

また、ヴィスピオことひら・いこいの郷公園を積極的に活用するとともに、公民館や体育館などにおいて、住民が身近に活動できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供や活動団体の自立育成に向けた支援を行う。

ウ 人権教育

人権確立琴平町民会議事業の充実や人権学習等の支援により、住民一人ひとりが人権問題について理解と認識を深め、行政・地域・家庭・学校等が連携し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて取り組む。

【留意するS D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興				
	(1)学校教育関連施設 校舎	統合小学校校舎整備事業	琴平町	
	屋内運動場	小学校屋内運動場整備事業	琴平町	
	屋外運動場	小学校屋外運動場整備事業	琴平町	
	水泳プール	小学校プール整備事業	琴平町	
	給食施設	学校給食センター設備更新事業	善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター	
	その他	学校用地等確保整備事業	琴平町	
	(2)幼稚園	幼稚園園舎改修事業	琴平町	
	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	A L T (外国語指導助手) 受入事業 児童生徒が外国語の環境にふれられるよう、外国語指導助手を学校に配置する。 必要性：国際化教育の推進 効果：教育機会の拡充 特別支援教育支援員充実事業 障害のある子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員を学校に配置する。 必要性：学習機会の拡充 効果：教育機会の拡充 スポーツ振興事業 地域住民が健康で元気に日常生活を送れるよう、生涯スポーツ等の推進を図る。 必要性：生涯学習の推進 効果：健康増進 小中学校 I C T整備事業 タブレット、デジタル教科書、及び補助ソフトの整備 必要性：I T教育の推進 効果：教育機会の拡充	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 学校教育系施設

小学校は学校統廃合を念頭におき、それまでは全小学校の維持管理に努める。

学校施設として求められる機能水準を保つため、必要となる各施設の改修及び教材器具等の整備に努める。施設改修等の履歴情報を把握し、今後の計画を含む改修に努める。

定期的に点検・診断を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小・抑制に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、町全域を都市計画区域に指定して計画的な土地利用を心がけている。市街地の中心部にはホテル等が点在しているが、空き家の増加などが目立ってきてている。今後とも調和のとれた計画的な土地利用を図っていく必要がある。

また、自治会については、現在 113 自治会であるが、高齢化や人口減少などから、コミュニケーションがとりづらくなっている。地域社会における「つながり」や「助け合い」などを再構築し、地域コミュニティづくりを促進する必要がある。

(2) その対策

地域の課題に対し住民自らが向かい合い、課題解決に取り組む姿勢が必要であり、自助・共助・公助の考えを推進する。また、世代間を超えたコミュニティ形成を支援し、あらゆる場面において、互いが協力し助け合える環境づくりを進める。

【留意する S D G s】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備				
	(1)過疎地域持続的発展 特別事業	<p>地域づくり助成事業</p> <p>地域のコミュニティを構築していくため、地域住民が提案してくる活動メニューについて検討し、実行していくために必要な経費を助成していく。</p> <p>必要性：協働のまちづくり推進 効果：コミュニティの充実</p>	各地区	

	<p>空き家対策事業 移住者で町内中古住宅を取得した方に費用の一部を補助。 必要性：費用負担の軽減 効果：人口増・地域活性化</p>	琴平町	
	<p>琴平町住宅・店舗等リフォーム助成事業 住宅及び店舗等の機能の維持向上のために行う、増築、改築、修繕等の工事費に対して助成金を交付する。 必要性：費用負担の軽減 効果：人口増・地域活性化</p>	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興は、観光資源の発掘をはじめ、住民が心豊かに暮らせるまちづくりに欠かせない重要な分野である。また、学校教育・生涯学習を通して、ふるさとを愛し、誇りに思える財産である。

本町には、国が指定する重要文化財「旧金毘羅大芝居（通称 金丸座）」があり、毎年春に四国こんぴら歌舞伎大芝居を開催している。また、金刀比羅宮には、数多くの文化財があり、観光資源として高い評価を受けている。

この貴重な文化財をはじめ、伝統文化は、住み慣れた地域の歴史や風俗を知るうえでの貴重な財産であると考え、継承者が少なくなっている今、子どもたちの学習教材として活用し、保存・伝承に努める必要がある。今後とも、伝統文化を保存・継承するとともに、新たな観光資源として活用するよう努めていく。

(2) その対策

自然や歴史、文化を保護し、自然への体験、郷土の歴史や伝統文化にふれあう体験学習や世代間交流など住民等との交流学習を充実する。また、地域文化振興施設等については適宜、必要な整備・改修等を行うほか、文化・芸術・伝統について、広報など情報発信を行い、文化、芸術、伝統の振興に関わる人材の確保や、研修の実施に努める。

【留意するSDGs】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等				
	(1) 地域文化振興施設等	旧金毘羅大芝居耐震対策事業 重要文化財である旧金毘羅大芝居（金丸座）の耐震補強工事を行う。	琴平町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	景観まちづくり事業（景観形成推進事業補助金） 良好な景観形成への意識向上を図り、屋外広告物の適正な指導や公共空間の美観に努める。 必要性：「自然と歴史が織りなす景観を未来へ紡ぐ」ため 効果：費用負担の軽減	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

ア 町民文化施設

各施設について、施設の老朽化状況を把握し、計画的な維持修繕を行っていく。また、省エネ型の設備への変更や、運用面での省エネ策を図るなど、コストダウンの方法を検討する。

適正な利用者負担のもと、施設利用者の増加に努め、より効果的な施設運営を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

国はこのほど「改正地球温暖化対策推進法」を成立させた。太陽光発電などの普及を加速させ、温室効果ガス排出量を2030年までに、「2013年度比で46%削減する」とこととしている。これは、「2050年までに、温室効果ガスの排出の“実質ゼロ”を達成し、脱炭素社会の実現を目指す」という目標に向けた一層の取り組みが、本町にも求められている。

温室効果ガス排出削減の為には、化石燃料の使用を削減し、再生可能エネルギーの比率をできるだけ上げていかなければならない。

これまで本町では、2018年度に第2期琴平町地球温暖化対策実行計画を策定し、節電やアイドリングストップなど、行政が率先して省エネ・地球温暖化対策に取り組んできた。

その結果、2019年度末時点では、当初計画を大きく上回り、前述の削減目標46%に迫る、44.1%削減を達成することができた。

低炭素・省資源社会の実現に向けては、町が率先して温室効果ガス排出削減に向け、なお一層取り組むことや、2050年を見据えて、再生可能エネルギーの利用促進に向けて広く普及啓発活動等を行う必要がある。

(2) その対策

・太陽光発電システム等補助事業の実施

日照時間が長く晴天の多い地域であるという自然的特性を生かし、導入促進に努める。

県内他市町に先駆けて、蓄電池システムへの補助も取り組んでいる。

・若者住宅取得助成事業

住宅を取得する方への補助を通じて、断熱材等の使用促進に貢献している。

・ことひらハッピーリフォーム助成事業・店舗等リフォーム助成事業

住宅や店舗のリフォームをする方への補助を通じて、断熱材等の使用促進に貢献している。

【留意するSDGs】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の促進				
	(1)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム及び蓄電池設置補助事業 太陽光発電システム及び蓄電池を設置する際の費用の一部を補助する。 必要性：費用負担の軽減 効果：温室効果ガス排出の抑制	琴平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、琴平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

1.3 その他地域の地域持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

少子高齢社会の進行や地域経済の低迷など、厳しい環境が続く中で、価値観の多様化、高度化する住民ニーズや地域の課題に対応するため、よりきめ細かな対応が求められている。しかし、これらのニーズに対応していくには、行政の能力だけでは対応が困難な状況も見受けられ、住民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組む必要がある。

本町では「広報ことひら」や町ホームページなどでの情報提供など、広報・広聴活動の充実を図ってきた。また、各種委員会への住民参加や住民アンケート調査などにより、より多くの住民の声が行政に反映するよう取り組んでいる。

今後も、情報提供・公開の充実や、住民の参画機会の拡大により、町と住民・事業者などがお互

いの役割を尊重し、対等な立場で協働するまちづくりが課題となっている。

(2) その対策

ア 住民参加による地域づくり

- ・住民活動が行いやすい環境づくりに努める。
- ・町民の自助意識の醸成と、地域への愛着心を育む。
- ・地域の持続的発展のために、町政の現状と今後行うべき対策について、積極的な情報発信により町民と行政の情報の共有化に努める。

【留意する S D G s】



事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>新築等住宅助成事業</p> <p>町内で新たに住宅を取得し現に居住し、当該住宅に住所を有する者に対し、当該住宅取得費の一部を助成。</p> <p>必要性：新たな住民の定住促進、町外への流出抑止</p> <p>効果：人口減少の歴止め、地域活性化</p>	琴平町	人口減少の歴止め、移住者の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>新婚さんいらっしゃい事業（若者移住定住促進家賃補助事業）</p> <p>町内に在住し、婚姻届出を提出してから1年以内で、町内の賃貸住宅に居住している世帯に、家賃の一部を補助する。</p> <p>必要性：新たな住民の定住促進、町外への流出抑止</p> <p>効果：人口減少の歴止め、地域活性化</p>	琴平町	人口減少の歴止め、移住者の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

2 産業の振興

(4)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>新規就農者育成事業</p> <p>新規就農者に対し、支援を行う。</p> <p>必要性：新規就農者の確保・育成</p> <p>効果：労働力確保</p>	琴平町	新規就農者の確保・育成、遊休農地対策が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>農地維持管理補助事業</p> <p>農地の維持管理及び継続のため補助金を交付する。</p> <p>必要性：農業従事者確保・遊休農地対策等</p> <p>効果：労働力確保</p>	琴平町	農業従事者の確保・育成、遊休農地対策が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
企業誘致	<p>空き店舗対策事業</p> <p>町内の空き店舗等を利用し、新たに事業を行おうとする者に整備費を補助。</p> <p>必要性：事業者の負担軽減</p> <p>効果：地域の活性化</p>	琴平町	人口減少の歴止め、移住者の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
観光	<p>外国人観光客誘致事業</p> <p>外国人の観光を誘致していくため、県と協力した誘致宣伝等を行っていく。</p> <p>必要性：インバウンド対策</p> <p>効果：地域の活性化</p>	琴平町	外国人観光客を誘致することにより地域の活性化が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

	<p>源泉探査事業 安定した温泉の供給ができるよう、温泉源の探査を行う。 必要性：観光資源の確保 効果：地域の活性化</p>	琴平町	温泉を安定供給することで観光資源を確保し、地域の活性化につながり、その効果は将来に及ぶものである。
その他	<p>プレミアム旅行券事業 観光資源に対する消費を喚起、拡大するため、プレミアム旅行券の発行を助成する。 必要性：宿泊等観光事業の需要確保 効果：地域の活性化</p>	琴平町	宿泊客を誘致することにより地域の活性化が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>プレミアム商品券事業 消費を喚起、拡大するため、プレミアム商品券の発行を助成する。 必要性：町内事業者の雇用等の確保 効果：地域の活性化</p>	琴平町	消費を喚起することにより地域の活性化が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>こんぴら Wi-Fi 整備事業 旅行者の利便性向上を図るため、施設等において Wi-Fi 設置に係る費用を補助。 必要性：情報化社会の推進 効果：地域の活性化</p>	琴平町	町内に Wi-Fi 設備を整備することにより情報化社会に対応した地域の活性化を図ることができ、その効果は将来に及ぶものである。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(3) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>コミュニティバス運行事業 コミュニティバス運行に要する経費 必要性：交通弱者の移動手段の確保。 効果：交通手段の確保。</p>	琴平町	高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することで人口減少の歯止めが見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>交通弱者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用者補助（福祉タクシー） ・町内で高齢者等の買物弱者に対し買物支援を行う事業者に対し、経費の一部を助成する。 <p>必要性：高齢者等の移動手段の確保 効果：高齢者等の利便性の向上</p>	琴平町	高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することで人口減少の歯止めが見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

	その他	<p>橋梁長寿命化計画策定事業 橋梁長寿命化計画策定に要する経費 必要性：道路網の安全確保。 効果：交通手段の確保。</p>	琴平町	安心できる生活環境を維持し、人口の自然減抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
--	-----	---	-----	--

5 生活環境の整備

(6)過疎地域持続的発展特別事業	<p>自主防災組織資器材整備事業 災害時に地域住民が協力して、活動ができるよう、自主防災組織の結成を促すとともに、資器材の購入助成を行う。 必要性：防災・減災 効果：地域住民の安全</p>	琴平町	自主防災組織の活動を支援することで、地域防災力の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
------------------	---	-----	--

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3)過疎地域持続的発展特別事業	<p>子ども医療費助成事業 保護者たちの負担を軽減していくため、18歳（年齢到達後の年度末）までの期間医療費の助成を行う。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善</p>	琴平町	子育てしやすい環境を整備することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>妊産婦健康診査事業 妊産婦が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦健康診査事業を行う。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善</p>	琴平町	子育てしやすい環境を整備することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>特定不妊治療費助成事業 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、特定の不妊治療に要する費用の一部を助成。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善</p>	琴平町	子育て世代が子育てしやすい環境を整備することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>新生児ベビーカー助成事業 子育てに必要不可欠なベビーカーの購入費を助成し、経済的負担を軽減する。 必要性：経済的負担の軽減 効果：子育て環境の改善</p>	琴平町	子育て世代が子育てしやすい環境を整備することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

		<p>人間ドック費用助成事業 人間ドックを受検する費用の一部を助成 必要性：経済的負担の軽減、医療費の抑制 効果：健康の保持及び増進</p>	琴平町	費用を助成することにより疾病の早期発見に繋がり、ひいては医療費の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
--	--	---	-----	--

7 医療の確保

(1) 過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医制事業	琴平町	医療の提供を確保することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	救急医療の確保事業	琴平町	医療の提供を確保することで、人口の自然減の抑制が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

8 教育の振興

(3) 過疎地域持続的発展特別事業	A L T (外国語指導助手) 受入事業 児童生徒が外国語の環境にふれられるよう、A L T (外国語指導助手) を学校に配置する。 必要性：国際化教育の推進 効果：教育機会の拡充	琴平町	外国語指導助手を配置することにより国際化教育の推進が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	特別支援教育支援員充実事業 障害のある子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員を学校に配置する。 必要性：学習機会の拡充 効果：教育機会の拡充	琴平町	特別教育支援員を充実させることにより、学習機会の拡充が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	スポーツ振興事業 地域住民が健康で元気に日常生活を送れるよう、生涯スポーツ等の推進を図る。 必要性：生涯学習の推進 効果：健康増進	琴平町	生涯スポーツ等を推進することで健康増進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。

	<p>小中学校 I C T 整備事業 タブレット、デジタル教科書、及び補助ソフトの整備 必要性：I T 教育の推進 効果：教育機会の拡充</p>	琴平町	I T 教育を推進することで教育機会の拡充が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
--	---	-----	--

9 集落の整備

(1)過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域づくり助成事業 地域のコミュニティを構築していくため、地域住民が提案してくる活動メニューについて検討し、実行していくために必要な経費を助成していく。 必要性：協働のまちづくり推進 効果：コミュニティの充実</p>	各地区	地域の課題に対し、住民主体で取り組むことで、地域の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>空き家対策事業 移住者で町内中古住宅を取得した方に費用の一部を補助。 必要性：費用負担の軽減 効果：人口増・地域活性化</p>	琴平町	人口減少の歯止め、移住者の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	<p>琴平町住宅・店舗等リフォーム助成事業 住宅及び店舗等の機能の維持向上のために行う、増築、改築、修繕等の工事費に対して助成金を交付する。 必要性：費用負担の軽減 効果：人口増・地域活性化</p>	琴平町	人口減少の歯止め、移住者の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

10 地域文化の振興等

(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>景観まちづくり事業（景観形成推進事業補助金） 良好な景観形成への意識向上を図り、屋外広告物の適正な指導や公共空間の美観に努める。 必要性：「自然と歴史が織りなす景観を未来へ紡ぐ」ため 効果：費用負担の軽減</p>	琴平町	補助金を交付することにより、景観の維持が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
-------------------------	--	-----	--

11 再生可能エネルギーの利用の促進

(1)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>住宅用太陽光発電システム及び蓄電池設置補助事業 太陽光発電システム及び蓄電池を設置する際の費用の一部を補助する。 必要性：費用負担の軽減 効果：温室効果ガス排出の抑制</p>	琴平町	温室効果ガスの排出量の削減が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
---	---	-----	-------------------------------------